

飲食店事業者の皆様へ 店内の喫煙環境に関する 標識の掲示についてのお願い



日頃より、札幌市行政へのご理解ご協力ありがとうございます。
飲食店においては、望まない受動喫煙を防止するため、利用者が飲食店に入る際に店内の喫煙環境(禁煙を含む)を確認できるよう、出入口等に店内の喫煙環境に関する標識を掲示することが義務となりました。

店舗が選択できる受動喫煙対策(喫煙環境)については、札幌市公式ホームページ内の「札幌市受動喫煙対策ハンドブック施設管理者編」で解説しております。ご不明の点につきましては、右記担当にお問合せ願います。

札幌市受動喫煙対策
ハンドブック



〒060-0002
札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階
札幌市ウェルネス推進部ウェルネス推進課
電話 011-211-3513 FAX 011-211-3521



「喫煙目的店」及び「喫煙目的室あり」の標識は札幌市公式ホームページにデータを掲載しておりますので、ダウンロードのうえご使用いただけます。

また、同ホームページに「受動喫煙対策ハンドブック」のデータを掲載しておりますので併せてご確認ください。

標識
データ



ハンド
ブック



<https://www.city.sapporo.jp/eisei/tabako/index.html>

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階 代表 TEL 011-211-3513 (平日8:45~17:15) FAX 011-211-3521

Eメール tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-F08-25-2206
R7-2-1473

【店内で喫煙ができる場合】

(標識の例)



こちらの標識は、令和2年4月1日以降に新規で飲食営業許可を取得した店舗は該当しません。



こちらの標識は、たばこの小売販売許可又はたばこの出張販売場所としての許可を取得し、店内でたばこを対面販売している店舗以外は該当しません。



【店内禁煙の場合】

(標識の例)

令和2年7月から、北海道受動喫煙防止条例により、飲食店については禁煙の場合も、店舗の出入口に標識の掲示が義務づけられました。



次のページで、各標識についてさらに詳しく説明しています。



札幌市

店舗の出入口付近に掲示すべき標識について

- 原則屋内禁煙ですが、下記の事業者の要件を満たし、右ページの技術的基準に適合する場合は、店内で喫煙させることができます。
- 以下に店舗の喫煙環境と掲示すべき標識を整理しましたので、ご自身の店舗がどこにあてはまるかご確認いただき、正しい標識の掲示をお願いいたします。
- 店内の一部分を壁や天井等で区画し、喫煙できる場所としている場合は、店舗の出入口と喫煙室の出入口のそれぞれに標識の掲示が必要です。

※下記に記載されている各項目の全ての要件を満たせずに店内で喫煙させることは、違反の状態です。

喫煙専用室あり

(専用室内での飲食不可)

【事業者の要件】
特にありません。

【専用室の要件】
右ページの技術的基準に適合する必要があります。



※健康増進法の全面施行前から営業している小規模飲食店のみが選択できる経過措置です。喫煙しながら飲食可。

【事業者の要件】

- 2020年3月31以前の飲食の営業許可があり、テーブル等の設備を設けて客に飲食させる営業を行っている。
- 個人経営または中小企業(資本金5,000万円以下)が経営するもの。
- 客席部分の床面積の合計が100m²以下である。

【可能店及び可能室の要件】

- 壁、扉等により店舗と店舗以外の場所が区画されていること、可能室は右ページの技術的基準に適合する必要があります。

喫煙可能店

喫煙可能室あり



加熱式たばこ専用喫煙室あり

(専用喫煙室内で加熱式たばこのみ喫煙可、経過措置として飲食可)

【事業者の要件】
特にありません。

【専用喫煙室の要件】
右ページの技術的基準に適合する必要があります。



※喫煙場所の提供を主目的としている店舗です。喫煙しながら飲食可。

【事業者の要件】

- たばこの小売販売または出張販売所の許可を取得し、たばこの対面販売を行っている。(自動販売機のみによるたばこの販売は対面販売に該当しません)
- テーブル等の設備を設けて客に飲食させる営業を行っている。
- 通常主食と認められる食事を主として提供していない。

【目的店及び目的室の要件】

右ページの技術的基準に適合する必要があります。

喫煙目的店

喫煙目的室あり



※標識は札幌市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

店内で喫煙ができる店舗の事業者の主な義務

- 屋内に喫煙可能な場所を設置する際、その旨を示す標識を掲示する義務
- 喫煙可能な場所からのたばこ煙の流出を防止するための基準※に適合させる義務
- 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない義務
- 喫煙場所を設置する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮する義務
- 喫煙室内へ20歳未満の方(従業員を含む)を立ち入らせない義務
- 喫煙目的施設等の営業について広告又は宣伝するときは明瞭かつ正確に表示する努力義務

1~3の義務違反があり、指導に応じないなどの悪質な違反者には、罰則(過料)が適用される場合があります。

- 市民等から札幌市へ、違反が疑われる施設についての情報提供があった場合、札幌市が状況の確認(電話での問い合わせや店舗・事業所等への立入検査等)をします。
- 札幌市が行う立入検査では、受動喫煙を防止するための措置の実施状況に regardし、調査や質問をしたり、関係書類を確認することができます。立入検査への対応も、管理権原者等の責務(応じない場合は罰則適用される場合あり)ですのでご協力をお願いいたします。

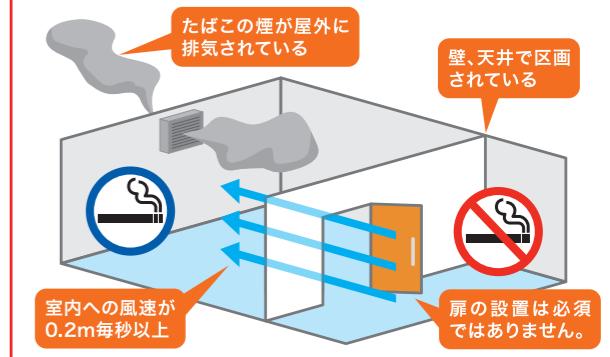
※喫煙室外への煙の流出防止措置 (技術的基準)

↓A~Cの全てに適合する必要があります。

A 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること。(扉がある場合は、開放した状態での開口面の気流を測定する)

B たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む)が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないように壁・天井等により区画すること。

C たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。



標識サンプル (切り取ってご使用いただけます) ※次ページにもあります

※いずれかの大きい標識を店舗の出入口に掲示し、店内に基準に適合した喫煙室がある場合は小さい標識を喫煙室の出入口に併せて掲示します。



切り取ってご使用いただけます